

※ 当該素案は、法令関係所管課の法規審査や  
パブリックコメントの結果等を踏まえ、文言  
等を修正することがあります。

## 群馬県公契約条例（仮称）素案

### （目的）

第1条 この条例は、県と事業者が対等な立場で締結する公契約に関し、その基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、相互に協力して公契約に関する施策を総合的に推進することにより、公契約の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払をすべきものをいう。
- 二 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- 三 下請負者等 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 下請、再委託その他のいかなる名義をもってするかを問わず、県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を事業者又はアに掲げる者が行う公契約に係る業務に従事させる者
- 四 事業者等 事業者及び下請負者等をいう。

### （基本理念）

第3条 公契約に関する基本理念は、次の各号とする。

- 一 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されていること。
- 二 公契約は、県民の生活に関わる公共サービス等の提供のために行われるこ

とを踏まえ、そのサービス等の質を確保するため、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、総合的に優れた内容であること。

三 公契約は、公契約に係る業務に従事する者（以下「公契約従事者」という。）の労働環境の整備及び地域経済の振興が図られるよう、適切な措置が講じられた内容であること。

四 公契約の締結に当たっては、県政の課題解決に向けて、事業者が行う社会的価値の実現に資する取組が勘案されたものであること。

#### （県の責務）

第4条 県は、入札及び契約における談合その他の不正行為の排除の徹底を図り、公正かつ公平な競争を促進するとともに、契約の過程及び内容の透明性を確保しなければならない。

2 県は、予定価格を定めるに当たっては、社会経済情勢の変化等を勘案し、市場における原材料費、労務費その他の取引価格等（以下「市場価格等」という。）を踏まえ適切に積算するとともに、契約後の市場価格等の変動に応じて、必要な契約変更を行うものとする。

3 県は、公契約に係る業務の発注に当たっては、特定の時期に集中しないよう計画的に行うとともに、適切な契約期間の設定に努めるものとする。

4 県は、入札及び公契約の締結の方法の決定に当たっては、その目的及び内容に応じて、多様な方法の中から適切な方法を選択するものとする。

5 県は、公契約従事者の労働環境の整備が図られるよう、公契約の適正な締結及び履行に必要な措置を講じるとともに、地域経済の振興に資するよう、公契約の性質又は目的に応じて、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注機会の確保に努めるものとする。

6 県は、前各項に掲げるもののほか、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進するものとする。

#### （事業者等の責務）

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に基づく債務を履行する者として社会的な責任を有することを認識し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令を遵守しなければならない。

- 2 事業者等は、公契約に基づく債務を適正に履行しなければならない。
- 3 事業者等は、公契約に基づく債務の履行に伴い、下請負者等と契約を締結する時は、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づく公正な契約を締結しなければならない。
- 4 事業者等は、労働関係法令を遵守するとともに、公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図らなければならない。
- 5 事業者等は、県が実施する公契約に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（取組方針）

第6条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

- 2 取組方針には、公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

（労働環境整備の確認のための措置）

第7条 県は、規則で定める公契約の相手方である事業者等に対し、公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていること等を確認するため、報告書の提出を求めるここと、改善措置を促すことその他の必要な措置を講ずるものとする。

（意見聴取）

第8条 県は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聞くものとする。

(指定管理制度における取扱い)

第9条 県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年〇月〇日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条第1項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条及び第8条の規定の例により行うことができる。